

第1章 多文化共生推進プラン3の考え方

1 プラン策定の趣旨

本市初となる「大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ（計画期間：平成23年度～平成27年度）」に続く「大府市多文化共生推進プラン2（計画期間：平成28年度～平成32年度）」（以下「プラン2」という。）を策定して5年が経ちました。

この間、本市はプラン2に掲げた「生活に関する情報格差の解消」「子どもたちの教育支援」「誰もが参加する地域づくり」の3つの分野に基づき、様々な施策を実施してきました。

その結果、それぞれの分野において着実な成果を上げつつあります。しかし一方で、取組を進めたことで新たな課題も浮き彫りになりました。そこで、前述の3つの分野のうち「生活に関する情報格差の解消」を「情報格差の解消」と「生活全般に関わる支援」に分け、「誰もが参加する地域づくり」をより具体的に多文化共生に焦点が当たるように「多文化共生の地域づくり」に改め、これらの4つの分野において、引き続き多文化共生への取組を一層推進することを目指し、新たなプランを策定することとしました。

令和元年度に策定された第6次大府市総合計画や大府市地域包括ケア推進ビジョン*に基づく個別計画として、「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」の実現を目指しています。

【 多文化共生の定義 】

プラン2の理念を引き継ぎ、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」を多文化共生と定義します。



2 プランの基本目標・目的・位置付け・計画期間・重点項目

(1) プランの基本目標

「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」

(2) プランの目的

基本目標の「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」のため、目指すべき多文化共生社会を明らかにし、本市の特色を踏まえながら課題と取り組む方向性を示すことを目的とします。

(3) プランの位置付け

多文化共生推進プラン3（以下「本プラン」という。）は、本市の多文化共生施策の基本的な方向を示す指針であるとともに、第6次大府市総合計画*の「3-3 国籍・性別を超えて共に支え合うまちづくり」という施策の一端を担う個別計画です。

また、本プランに「日本語教育の推進に関する法律」第5条及び第11条に基づく本市の日本語教育の推進に係る「施策」及びその「基本方針」を含むものとします。

(4) プランの計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

(5) プランの重点項目

【分野1：情報格差の解消】

- ・多言語による行政サービスの推進
- ・日本語学習の支援（小中学校での日本語教育を除く。）

【分野2：生活全般に関わる支援】

- ・外国人市民とともに進める防災

【分野3：子どもたちの教育支援】

- ・学校で困らないための支援

【分野4：多文化共生の地域づくり】

- ・地域における多文化共生のための支援

3 多文化共生の背景

(1) 国の在留外国人を取り巻く状況

我が国では、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、3世までの日系人*の就労が可能となり南米系の在留外国人*数が増加しました。また、平成5年の「技能実習制度」の創設を契機に、アジア系在留外国人数が急速に増加しました。このため、異なる言語、文化、生活習慣などを持つ外国人と日本人が地域社会で共に生きていく多文化共生社会に向けた取組の必要性が高まりました。

こうした状況の下、国は平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生に関する指針を定めました。この指針により、従来の「国際交流」と「国際協力」の柱に加え、「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を一層推進していくという国の方針が示されました。

平成29年11月には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、平成22年に創設された在留資格*「技能実習」について第3号の受入れが可能となり、在留期間が最大5年に拡充されました。

平成30年7月より「日系4世の更なる受入れ制度」が創設され、日系4世の人が来日しやすくなりました。

さらに平成31年4月、「改正入管法」が施行されました。これにより、新たな在留資格「特定技能」が創設され、国は5年間で最大34.5万人にのぼる新たな在留外国人の受入れを見込んでいます。

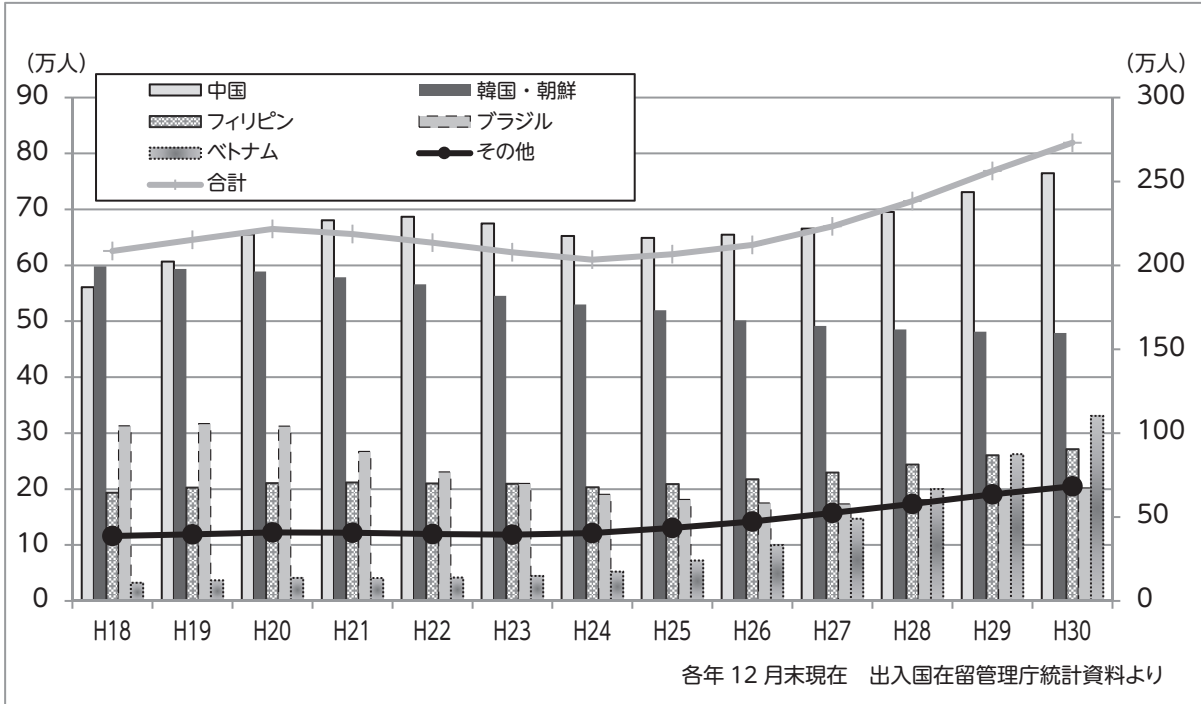
① 国の在留外国人数の推移

我が国の在留外国人数は平成20年までは増加していましたが、リーマンショック*や東日本大震災の影響により一度減少に転じました。特に減少が顕著だったのはブラジルです。しかし、平成25年からは再び増加傾向になり、平成26年以降、増加の幅が大変大きくなっています。

国籍・地域別にみると、特に中国、フィリピン、ベトナムの数が増加しています。在留資格別にみると、「永住者」、「技能実習」、「留学」の数が大きく増加しており、「家族滞在」の数も緩やかに増加しています。平成30年時点で全体の約28%が「永住者」、約12%が「特別永住者」、約7%が「定住者」であり、合わせて約47%が比較的長期に滞在する在留外国人であることが読み取れます。

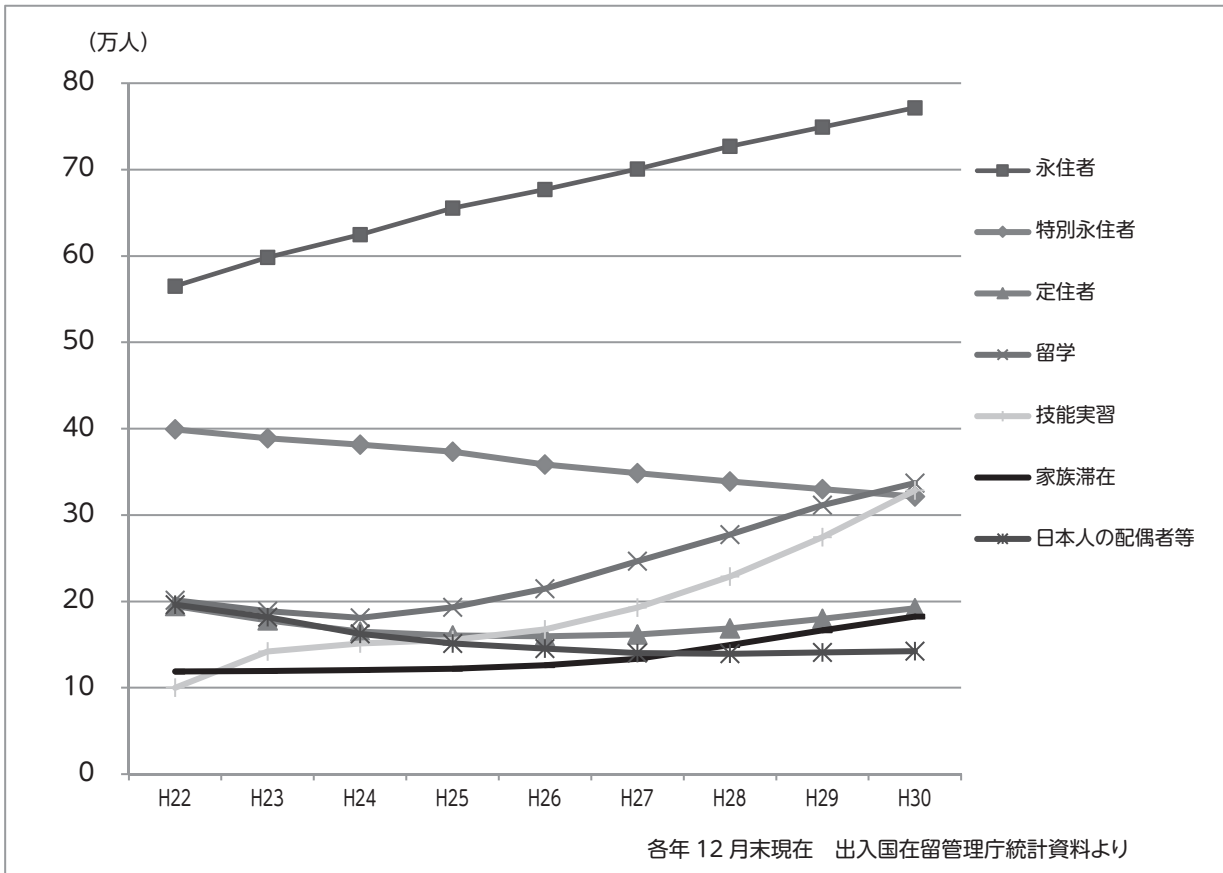
昨今、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、各国が渡航や入国の制限をかけるなど、様々な影響が生じています。今後の国の在留外国人数についても当該感染症の影響を大きく受けることが想定されます。

国の国籍・地域別在留外国人数の推移



・平成 24 年に外国人登録制度*が廃止され、住民基本台帳に基づいた統計に変更されています。(短期滞在や 3 か月以内の在留資格が付与された外国人などは含まれないことになりました。)

国の在留資格別外国人数の推移



主な在留資格と該当例

在留資格	該 当 例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（特別永住者を除く。）
特別永住者	戦前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫
定住者	日系3世
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
技能実習	技能実習生
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
特定技能	特定産業分野に属する、一定の技能を有する業務に従事する外国人

（参照）出入国在留管理庁ウェブサイト



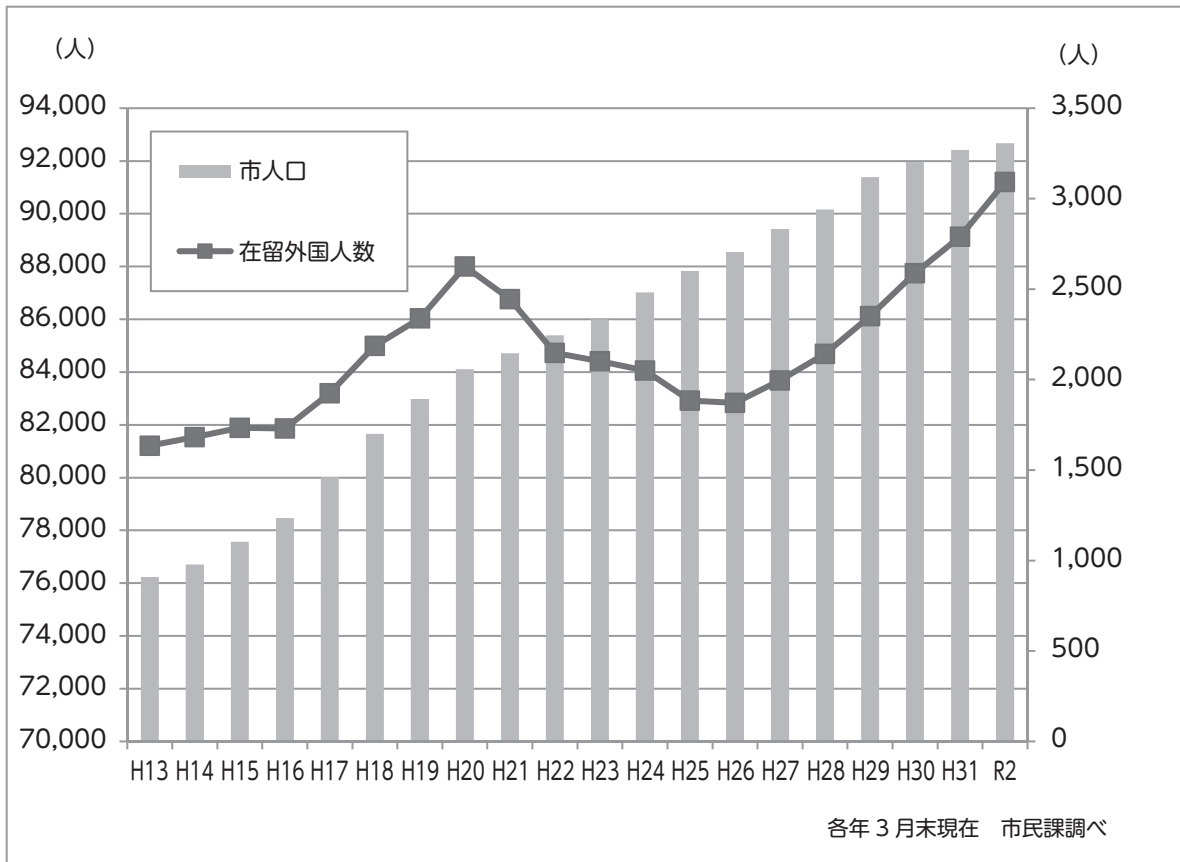
(2) 本市における在留外国人の動向

① 在留外国人数の推移

本市における在留外国人数は、平成 20 年まで急速に増加した後、リーマンショックを契機として平成 21 年から減少傾向に転じましたが、平成 27 年からは再び急速な増加を続けています。

市人口に対する在留外国人数の割合は、令和 2 年には過去 20 年間で最大となる 3.3% に達しました。

大府市の人口と在留外国人数の推移



② 国籍・地域別在留外国人数の推移

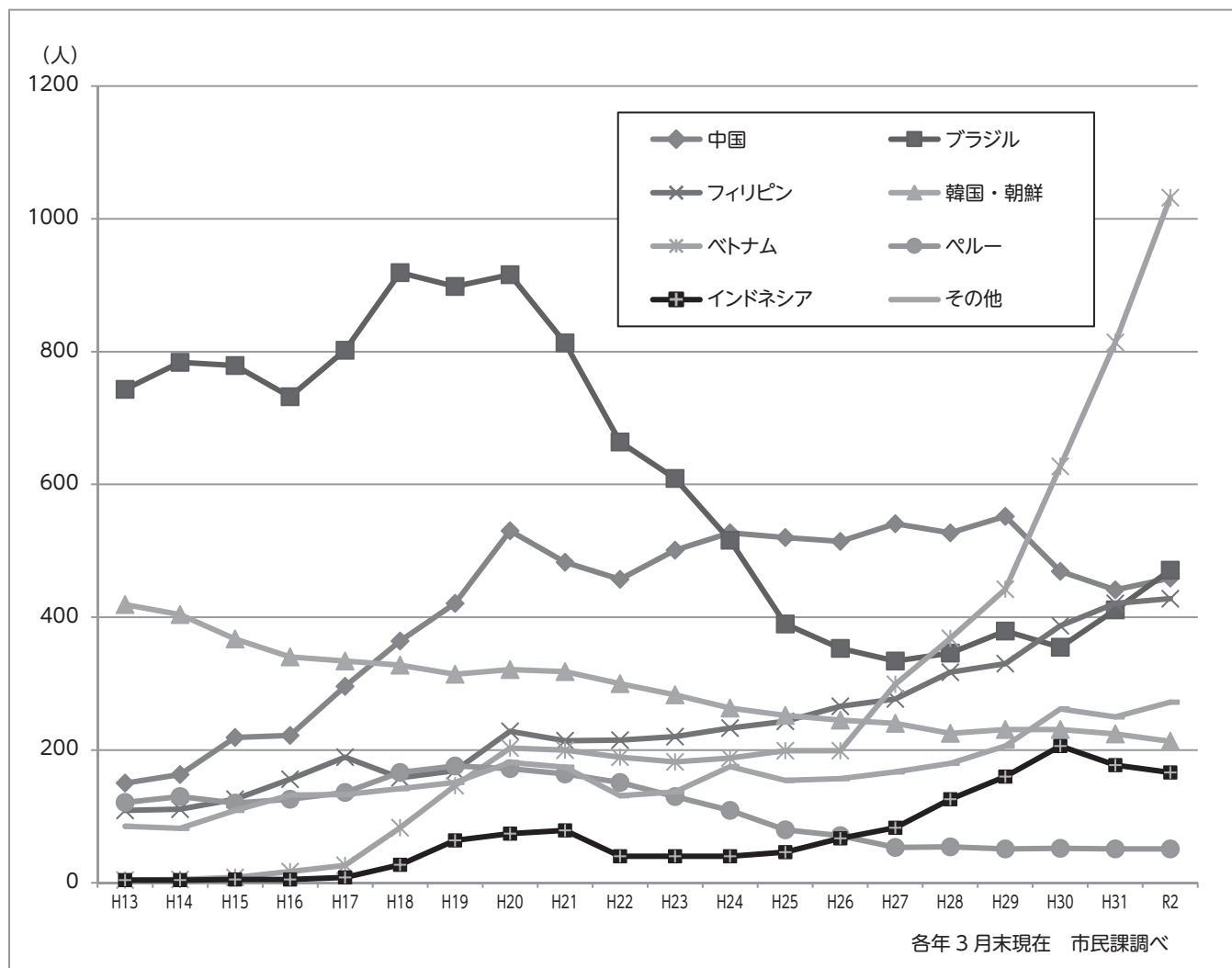
在留外国人数の推移を国籍・地域別にみると、令和2年で最も多いのは、平成27年から急速に増加しているベトナムです。

次に2番目から4番目まではほぼ同じくらいの数でブラジル、中国、フィリピンが続きます。ブラジルは平成21年から平成27年まで急速に減少した後、横ばい状態を経て、平成31年からは再度増加傾向です。中国は平成23年から平成29年までほぼ一定数を保った後、平成30年に減少しそのまま横ばい状態が続いています。フィリピンは平成18年、平成19年の落ち込みを除き増加し続けています。

5番目に多い韓国・朝鮮は緩やかな減少傾向です。

6番目のインドネシアは平成26年から平成30年にかけて増加しましたが、現在はそこからやや減少しています。

大府市の国籍・地域別在留外国人数の推移



③ 国籍・地域別在留外国人の在留資格

在留資格を国籍・地域別にみると、ベトナムは65%が「技能実習」で最も多く、次いで20%の「技術・人文知識・国際業務」、10%の「家族滞在」が続きます。

ブラジルは「永住者」が60%、「定住者」が34%で、合わせて94%と大多数を占めます。

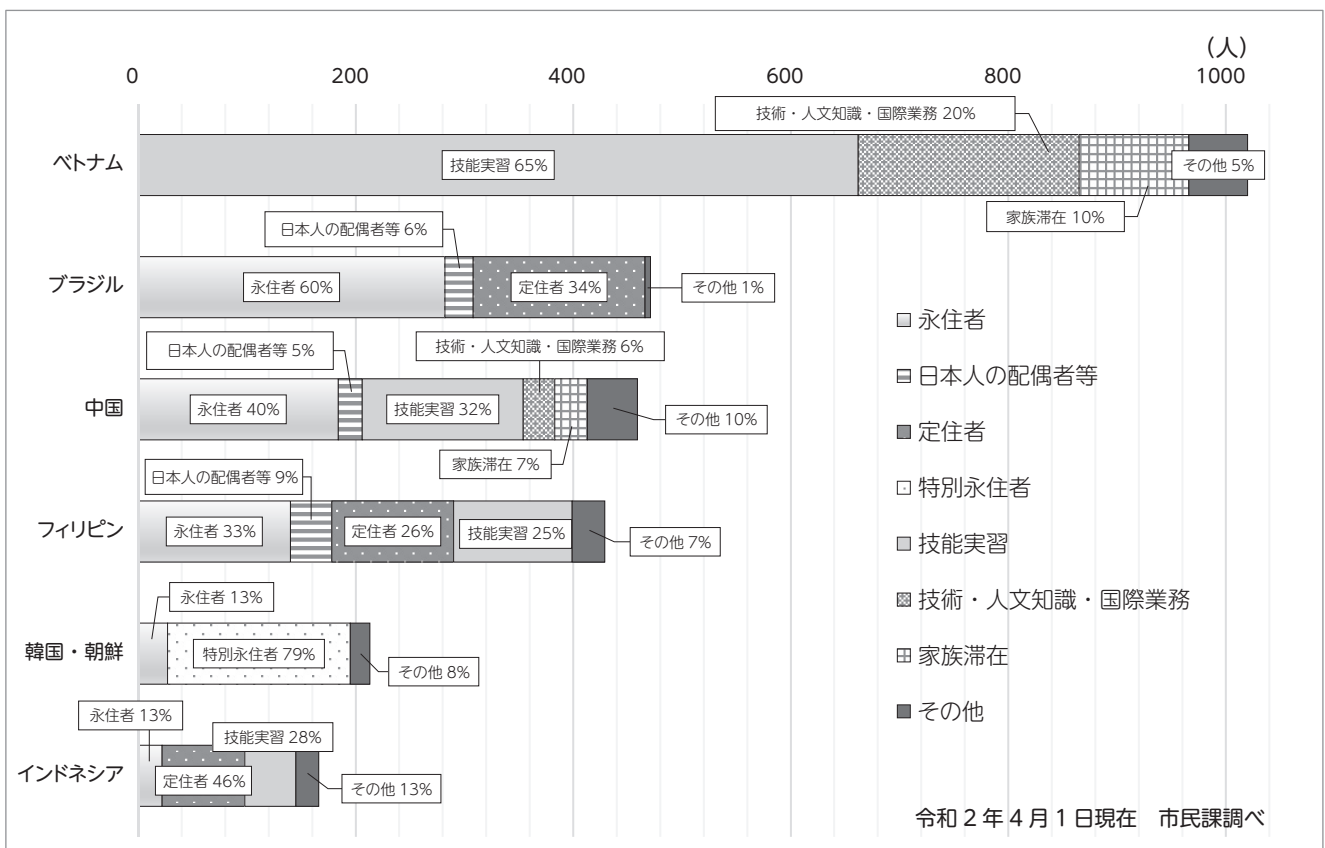
中国は「永住者」が40%、「技能実習」が32%となっており、2つの在留資格が近い比率で分布しているのが特徴です。

フィリピンは「永住者」が33%、「定住者」が26%、「技能実習」が25%であり、3つの在留資格がほぼ同比率で存在しています。

韓国・朝鮮は79%が「特別永住者」で、「永住者」と合わせると92%を占めます。

インドネシアは「定住者」が46%、「技能実習」が28%、「永住者」が13%です。

大府市の国籍・地域別在留外国人の在留資格



- ・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。
- ・5%未満の在留資格は「その他」へ計上しています。
- ・人数が多い順の6国籍・地域について掲載しています。

④ 国籍・地域別在留外国人の年齢構成比

在留外国人の年齢構成比は20代が一番多く38%、次いで30代24%、40代13%と比較的若い労働者世代が多いことが分かります。19歳以下の子ども世代は12%、60代以上は6%です。

主な国籍・地域の年齢構成比をみると、ベトナムは99%が30代までの若い世代です。

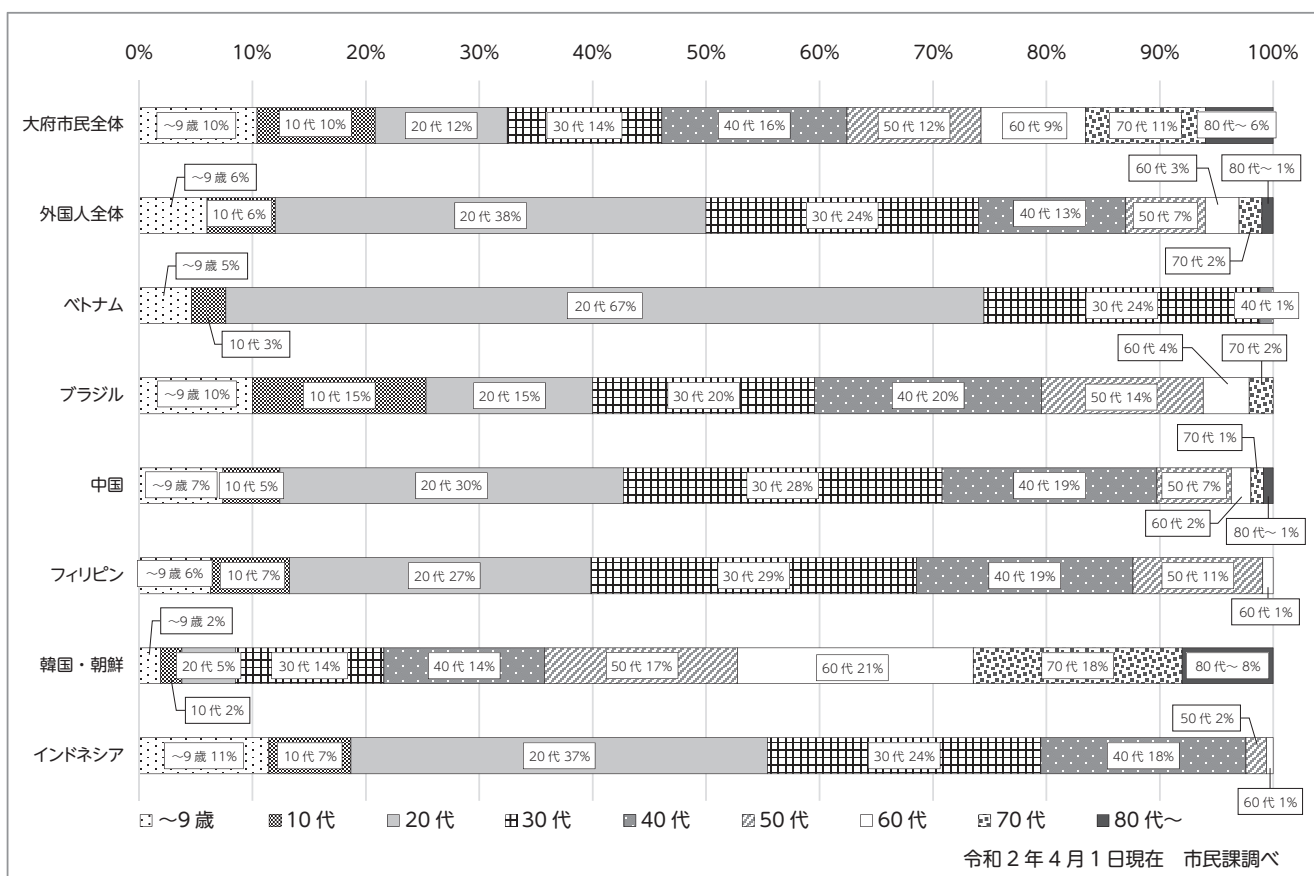
ブラジルは9歳以下が10%、10代と20代が各15%、30代と40代が各20%、50代が14%、60代以上が6%と、各年齢に比較的均一に分布しています。

中国とフィリピンは40代までの世代がそれぞれ89%、88%を占めます。

韓国・朝鮮は約半数の47%が60代以上です。

インドネシアはベトナムと似た傾向で、79%が30代までの若い世代です。

大府市の国籍・地域別在留外国人の年齢構成比



- ・「大府市民全体」のデータのみ、令和2年3月末時点のものを使用しています。
- ・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。
- ・人数が多い順の6国籍・地域について掲載しています。

⑤ 市内小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の状況

本市の小中学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒*数は、令和2年5月現在で93人です。当該児童生徒の約40%がポルトガル語を母語*とします。ほかに、タガログ語*等18%、インドネシア語13%、中国語10%、ベトナム語8%、その他6言語（スペイン語、英語、ネパール語、ウルドゥ語、ウクライナ語、タイ語）12%と、様々な言語を母語とする児童生徒がいます。

母語別の日本語指導が必要な児童生徒数

令和2年5月1日現在 学校教育課調べ

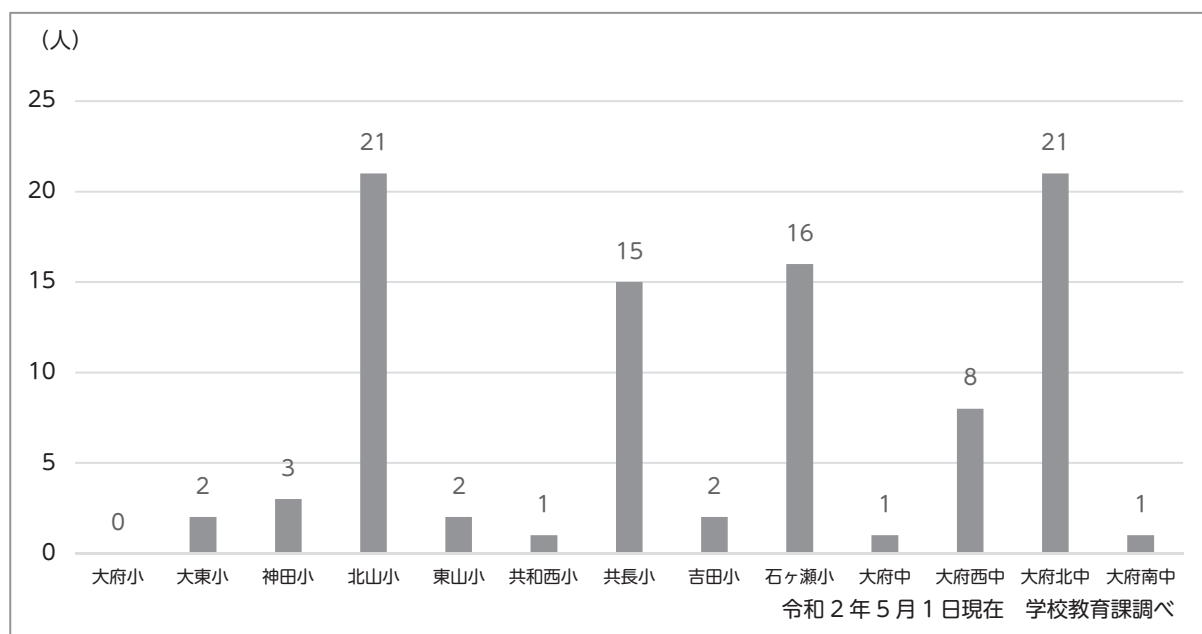
	ポルトガル語	タガログ語等※	インドネシア語	中国語	ベトナム語	その他6言語	合計
小学生	20人 (32%)	13人 (21%)	10人 (16%)	5人 (8%)	6人 (10%)	8人 (13%)	62人 (100%)
中学生	17人 (55%)	4人 (13%)	2人 (6%)	4人 (13%)	1人 (3%)	3人 (10%)	31人 (100%)
合計	37人 (40%)	17人 (18%)	12人 (13%)	9人 (10%)	7人 (8%)	11人 (12%)	93人 (101%)

・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。

・※「タガログ語等」は、タガログ語を始めとするフィリピンの言語を母語とする児童生徒数です。

本市の外国人児童生徒は、北山小学校、共長小学校、石ヶ瀬小学校、大府北中学校に多く在籍していますが、それ以外の小中学校にも在籍しています。

学校別の日本語指導が必要な児童生徒数



4 施策の体系図

【基本目標 国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり】

◎：重点項目

分野	施策目標	施策の方向
1 情報格差の解消	1 - (1) コミュニケーション支援	◎①多言語による行政サービスの推進 ◎②日本語学習の支援 (小中学校での日本語教育を除く。) ③「やさしい日本語」使用の推進
2 生活全般に関わる支援	2 - (1) 住居・労働に関する支援	①住宅情報の提供 ②雇用と労働環境の保全
	2 - (2) 医療・保健・福祉に関する支援	①健康づくりの支援 ②福祉や子育て支援サービスの利用支援
	2 - (3) 防災・防犯・交通安全に関する支援	◎①外国人市民とともに進める防災 ②防犯や交通安全の意識啓発
3 子どもたちの教育支援	3 - (1) 学校に通うための支援	①就学への支援 ◎②学校で困らないための支援
	3 - (2) 外国人児童生徒が将来自立するための支援	①学校外での学習支援 ②高校、大学等進学への支援
4 多文化共生の地域づくり	4 - (1) 連携と協働による意識づくり	①多文化共生意識の醸成 ②外国人支援団体の支援
	4 - (2) 地域活動への参画と相互理解の促進	①地域活動の情報提供 ◎②地域における多文化共生のための支援